

Ⅶ しんあい相談支援センター(令和5年度事業計画/事業報告)

1. 令和5年度経営方針

(1) 利用者支援

- ア 障害者等相談支援事業においては、障害者総合相談支援センターとして、委託相談支援事業所、川越市直営の就労担当、基幹担当と協働し、障がい児者やその家族に対して、総合的に相談を受けていく。また、U-PLACE内の福祉総合相談窓口の中で他分野の関係機関と連携していく。
- イ 特定相談においては、契約している方の相談支援の提供を行いながら一般相談支援を活用して、相談のニーズに対応していく。令和4年度は地域のニーズの求めに応じ新規契約を積極的に行った。令和5年度は新規契約者数を調整し、契約者への相談支援を充実させる。

2. 令和5年度取り組み

(1) 相談者支援

具体的な取り組み内容	取り組み方法・手段	5年度実績等
ア 障害者等相談支援事業の委託	川越市障害者総合相談支援センター内の生活相談担当として相談支援専門員2名が従事する。川越市内の委託を受けた6法人の相談支援専門員9名の内、3名が川越市障害者総合相談支援センターに常駐し新規の相談に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実人員 209名(内、新規 99名) ・ 支援件数 1,304件(資料参照) * 昨年度と比べ、実人員 36名増、新規 31名増、支援件数 176件減。 受託事業収入 11,663千円
イ 指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業の実施	契約者個々の状況に合わせてモニタリング頻度を決め、相談支援を充実させる。	モニタリング頻度を契約者個々の状況に合わせて決め、きめ細かい相談支援に繋がった。 給付費収入(特定相談) 18,377千円 給付費収入(障害児) 787千円
ウ 指定一般相談支援事業の実施	(ア) 約3名の地域移行支援を実施する。障害者支援施設、精神科病院等に入所、入院している方の地域移行支援を行う。 (イ) 地域定着支援については退所後または退院後のフォローを行なう。緊急時の対応が必要な障がいのある方に対して、相談支援体制を確保する。	(ア) 地域移行支援 契約者数 1件。 (イ) 地域定着支援 契約者数 1件。 給付費収入(地域相談) 203千円

(2) 地域社会との共生

具体的な取り組み内容	取り組み方法・手段	5年度実績等
ア 委託相談事業の中で複数の法人の相談員と共に、川越市障害者総合相談支援センター基幹担当と協働して地域づくりを行う。	(ア) 川越市地域自立支援協議会に参加する。 (イ) 川越市障害者総合相談支援センター基幹担当が主催する相談支援連絡会の企画内容について協力する。 (ウ) 「誰でもネット」の勉強会を開催。 (エ) 関係機関主催の会議への参加や講師派遣により、啓発、広報、ネットワーク作りを行う。	(ア) 1月の全体会、3月のこども部会、まちづくり部会に参加。 (イ) 月1回の相談支援連絡会に参加。企画内容について協力している。 (ウ) 6月、ヤングケアラー研修会を開催。11月、真正会ハウスカ見学会を開催。 (エ) 関係機関主催の会議への参加、講師派遣に協力している。
イ 学習会の開催	将来に対する不安を抱える障がい者やご家族を対象とした学習会を開催。諸事情で開催できない場合は、広報「Dear」で情報提供を行う。	学習会は諸事情で開催できず、広報「Dear」で地域社会資源の情報提供を行った。
ウ 未来の福祉人材の養成	相談援助実習の受け入れを行う。	相談援助実習の受け入れを行った。4名の実習生を受け入れた。

(3) 人材育成

具体的な取り組み内容	取り組み方法・手段	5年度実績等
ア OJTの実施	各担当ケースの支援に同行し、実務の中で助言を相互に実施する。	ケース共有、事例検討で相談支援専門員がお互いに指導助言を行った。
イ スーパービジョンの実施	専門的スキルを向上させるため川越市障害者総合相談支援センター内でグループスーパービジョンを実施する。	月に1回、グループスーパービジョンを開催した。
ウ 外部研修への参加	(ア) 相談支援連絡会に参加する。 (イ) 研修スケジュールに基づき外部研修に参加する。	(ア) 毎月参加している。 (イ) 研修スケジュール以外の研修にも必要に応じて参加した。
エ 内部研修の実施	(ア) 特定相談支援の事業所及び川越市障害者総合相談支援センター基幹担当と連携し、特定相談に必要なとされる知識や技術に関する研修を実施する。 (イ) 事業所内でケースの共有と地域の社会資源の情報について共有する。	(ア) 相談支援連絡会で虐待防止権利擁護の研修を実施した。 (イ) 事業所内で毎週1回開催した。

(4) 危機管理

具体的な取り組み内容	取り組み方法・手段	5年度実績等
ア 個人情報の管理	(ア) 全てのPCに関してセキュリティ管理を行う。	(ア) 左記の通り、セキュリティ管理を実施した。

	(イ) 業務用携帯電話に対しては紛失の際は遠隔操作でデータを消去する。	(イ) 左記の通り、対応の準備をしている。紛失はなかった。
イ 苦情対応	(ア) 法人の規定に基づいて対応する。 (イ) 記録の漏れがないようにする。 (ウ) 障害者等相談支援事業に対する苦情については法人の規定に基づいて対応し、速やかに委託元である障害者福祉課へ報告する。	(ア) 苦情はなかった。 (イ) 記録ソフト(ミラクル Q)を活用し、漏れがないよう支援の記録をしている。 (ウ) 苦情はなかった。
ア 車両の管理	(ア) 安全運転管理者が車両を管理する。 (イ) アルコールチェッカーを運転前後に使用し、アルコール摂取がないことを記録に残す。	(ア) 安全運転管理者と車両担当職員が管理を実施した。 (イ) 左記の通り、記録に残した。
イ 設備の管理	パソコンを施錠できるキャビネットにて保管するとともに、相談室の施錠の徹底を行う。	左記の通り、設備の管理を実施した。

(5) その他

具体的な取り組み内容	取り組み方法・手段	5年度実績等
ア 働きやすい職場環境への取り組み	年次有給休暇について、計画的に取得できるように取り組む。	年次有給休暇を各職員で計画的に取得した。
イ 自事業所や地域の状況についての情報発信	広報「Dear」を作成する。	広報「Dear」を作成し地域社会資源の情報を発信した。
ウ 業務効率化のためのICTの活用	自事業所、他事業所との情報共有を円滑にするためにICTの活用を取り入れる。	ICTアプリ「Chatwork」を活用し、自事業所、他事業所との情報共有を円滑にした。
エ 感染予防対策の継続	① マスク、アルコール消毒の感染予防対策を実施。 ② 対面で提供する必要のない支援についてテレビ電話装置等を活用する。 ③ 関係機関へは可能な限り対面を避け、計画書等は郵送する。 ④ BCPを運用する。	① マスク着用については個人の判断に委ねた。アルコール消毒は適宜行った。 ② 左記の通り実施した。 ③ 5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられて以降、左記対応は必要に応じて実施した。 ④ 左記の通り実施した。

■しんあい相談支援センター(令和5年度事業報告 資料)

令和6年3月31日現在

1 相談実績(川越市より委託を受けている障害者相談支援事業)

(1) 相談方法の状況

相談方法	相談件数
訪問	349
来所	147
同行	146
電話等相談	572
個別支援会議	60
関係機関	166
その他	156
合計	1,596

(2) 障害別支援状況(人数)

身体障害	24
重症心身障害	0
知的障害	74
精神障害	103
発達障害	2
高次脳機能障害	1
その他	12
合計	216

(3) 支援の内訳

区分	延べ件数
福祉サービスの利用等に関する支援	561
障害や病状の理解に関する支援	36
健康・医療に関する支援	328
不安の解消・情緒安定に関する支援	154
保育・教育に関する支援	67
家族関係・人間関係に関する支援	110
家計・経済に関する支援	179
生活技術に関する支援	355
就労に関する支援	247
社会参加・余暇活動に関する支援	58
権利擁護に関する支援	14
その他	54
合計	2,163

相談支援事業実績報告書

[様式:厚生労働省福祉行政報告書第21の3準拠]

2 契約者状況(特定相談支援、障害児相談支援、一般相談支援の内訳)

ア 特定相談支援、障害児相談支援の内訳

(1)年齢別契約者数

年 齢	人 数
20 歳未満	14
20 歳～29 歳	42
30 歳～39 歳	43
40 歳～49 歳	74
50 歳～59 歳	73
60 歳～64 歳	21
65 歳以上	42
計	309

(2) 性別

男	188
女	121
計	309

(3) 障害種別(重複有)

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害含 む)	その他 (難病・未診 断)	計
特定 相談支 援	24	229	55	0	308
障害児 相談支 援	4	5	4	0	13
計	28	234	59	0	321

(4)居住実態

居住地	在 宅	入 所	計
人数	238	71	309

(5)新規契約者

特定相談支援	障害児相談支援	一般相談支援	計
14	2	1	17

(6)契約終了者

終了理由	引越し等他事 業所へ移行	死亡	介護保険 への移行	福祉サービス 利用終了	計
人数	3	5	1	7	16

(7)モニタリング頻度

頻度	人数
毎月ごと	6
2ヶ月～5ヶ月ごと	138
半年ごと	165
計	309

(8)月別利用人数

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	特	児	特	児	特	児	特	児	特	児	特	児
サービス利用 支援(新規)	10	2	9	0	22	0	9	0	16	2	24	0
継続サービス 利用支援	61	1	57	4	70	2	81	0	52	1	70	2
計	70	3	66	4	92	2	90	0	68	3	94	2
	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	特	児	特	児	特	児	特	児	特	児	特	児
サービス利用 支援(新規)	16	1	13	2	14	1	17	0	15	1	16	2
継続サービス 利用支援	61	1	55	0	73	1	69	1	49	1	68	1
計	77	2	68	2	87	2	86	1	64	1	84	3

* サービス利用支援: サービス等利用計画の作成(新規、更新時)

* 継続サービス利用支援: モニタリング

* 特: 特定相談支援

* 児: 障害児相談支援

イ 一般相談支援の内訳

地域定着支援 契約者 1名

地域移行支援 契約者 1名